

平成23年3月23日
独立行政法人 郵便貯金・
簡易生命保険管理機構

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害の被災者に対する 普通貸付金の非常即時払に適用する利率の軽減について

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、簡易生命保険契約について、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害の被災者の方々を支援するため、下記のとおり普通貸付金の非常即時払に適用する利率の軽減措置を行います。

1 普通貸付金の非常即時払に適用する利率

簡易生命保険契約について、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害の被災者の方々に対して、以下のとおり、普通貸付金の非常即時払に適用する利率の軽減措置を行います。

(年利率)

	〔現行〕	今回の軽減措置
下記以外	予定利率 (1.50~6.00%)	1.50%
平成15年1月1日以後 ご加入の一時払年金	予定利率 (1.00%)	1.00%

※貸付期間(1年)を経過しますと、利率はそれぞれ2%高くなります。

2 実施日

平成23年3月14日(月)以後に請求のあった貸付けから適用

3 お客さまのお問い合わせ先

かんぽコールセンター 0120-552950

受付時間 平日 9:00~21:00

土、日、休日 9:00~17:00(1月1日から3日を除きます。)